

芦屋市都市公園条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案			現 行		
別表第2 (第9条関係) 有料公園施設			別表第2 (第9条関係) 有料公園施設		
都市公園名	施設の名称		都市公園名	施設の名称	
芦屋公園	庭球場, 芦屋公園会議室及び駐車場		芦屋公園	庭球場, 芦屋公園会議室及び駐車場	
朝日ヶ丘公園	水泳プール		朝日ヶ丘公園	水泳プール及び <u>駐車場</u>	
川西運動場	運動場		川西運動場	運動場	
東浜公園	庭球場		東浜公園	庭球場	
西浜公園	庭球場		西浜公園	庭球場	
芦屋中央公園	野球場, 芝生広場及び駐車場		芦屋中央公園	野球場, 芝生広場及び駐車場	
海浜公園	水泳プール及び駐車場		海浜公園	水泳プール及び駐車場	
芦屋市総合公園	陸上競技場, 第1スポーツコート, 第2スポーツコート, 総合公園会議室及び駐車場		芦屋市総合公園	陸上競技場, 第1スポーツコート, 第2スポーツコート, 総合公園会議室及び駐車場	
南緑地	西駐車場及び東駐車場		南緑地	西駐車場及び東駐車場	
別表第3 (第9条の3関係) 供用日時			別表第3 (第9条の3関係) 供用日時		
名称	供用日	供用時間	名称	供用日	供用時間
朝日ヶ丘公園	水泳プール 7月1日から8月31日まで	午前10時から午後6時まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法によ	朝日ヶ丘公園	水泳プール 7月1日から8月31日まで	午前10時から午後6時まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法によ

改正案					現 行				
			る休日」という。)に当たるときは、午前9時から午後6時までとする。					る休日」という。)に当たるときは、午前9時から午後6時までとする。	
					駐車場	1月1日から1 2月31日まで	午前0時から午後12時まで		
(省略)					(省略)				
東浜公園、 西浜公園	庭球場	1月5日から1 2月27日まで	1月から3月まで及び10 月から12月まで	4月から9 月まで	東浜公園、 西浜公園	1月5日から1 2月27日まで	1月から3月まで及び10 月から12月まで	4月から9 月まで	
			午前9時から午後5時 まで	午前9時か ら午後7時 まで			午前9時から午後5時 まで	午前7時か ら午後7時 まで	
(省略)					(省略)				
別表第4（第10条関係） 1・2の表 （省略） 3 有料公園施設を利用する場合					別表第4（第10条関係） 1・2の表 （省略） 3 有料公園施設を利用する場合				
施設の種類	使用区 分	使用料		超過料金	施設の種類	使用区 分	使用料		超過料金
(省略)					(省略)				
朝日ケ 丘公園	水泳プ ール	一般	大人（中学 生以上）	1回券 40 0円	朝日ケ 丘公園	水泳プ ール	一般	大人（中学 生以上）	1回券 40 0円
			子供（4歳 以上小学 生以下）	1回券 20 0円				子供（4歳 以上小学 生以下）	1回券 20 0円
		専用	2時間 60,000円（2時 間未満は2時間とす る。）	1時間増すごとに（1時 間未満は1時間とす る。） 30,000円			専用	2時間 60,000円（2時 間未満は2時間とす る。）	1時間増すごとに（1時 間未満は1時間とす る。） 30,000円

改正案				現 行		
				駐車場	一般	30分までごとに100円(水泳プールの利用者に限る。最初の30分以内は無料)とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。
(省略)				(省略)		
備考 (省略) 4～6の表 (省略)				備考 (省略) 4～6の表 (省略)		